

## 地方公共団体普及促進専門委員会における検討状況について

### 1. 地方公共団体普及促進専門委員会における検討事項等

昨年度は5年目専門委員会において、法律上は努力義務であるが、環境配慮契約の取組が必ずしも進展していない状況にある地方公共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の普及促進方策の検討が必要であることが課題として指摘されたところである。本年度は、昨年度の検討結果等を踏まえ、本専門委員会において、以下の調査を実施又は実施予定としている。

- 地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査
- アンケート調査結果を踏まえた地方公共団体への追加調査
- 地方公共団体に対する普及促進方策の検討

なお、地方公共団体に対する効果的な普及方策については、第3回専門委員会（12月6日開催予定）において検討を行い、最終的にとりまとめ、第3回環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）に報告の上、本年度改訂を行う「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」へ反映する等、可能なものから順次実施するものとする。

### 2. 地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査の概要

環境省においては、環境配慮契約の牽引役としての役割が期待される地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。本年度も地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握、取り組む上での阻害要因の把握等これまでと同様の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために国に求める必要な措置等に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となるアンケート調査を実施した。

#### （1）調査の概要

##### 調査対象

すべての地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、23特別区、769市、746町、184村。計1,789団体（本年4月1日現在））の総務・出納担当、環境担当又は公共工事担当部局。

## 調査期間

平成 25 年 8 月 19 日から 9 月 13 日（10 月 25 日時点での有効票を対象）。

## 調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答（各団体固有の ID 及びパスワードを発行）

## 主な調査項目

主なアンケート調査項目は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5 つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

## （ 3 ） 調査結果の概要

### 回収結果

団体規模別の回収結果は、下表のとおり。

表1 団体規模別の回収結果

	発送数	回収数	回収率(%)	24 年度 回収率(%)
都道府県・政令指定都市	67	67	100.0	100.0
区市	792	671	84.7	84.2
町村	930	689	74.1	68.8
合計	1,789	1,427	79.8	76.7

注 1：郵送による回収は 328 件（23.0%）、インターネットによる回収は 1,099 件（77.0%）

注 2：過去の回収率は、23 年度 71.4%、22 年度 76.7%

## （ 4 ） 追加調査の実施

これまで実施してきたアンケート調査結果からは、団体の規模や契約類型種別ごとの阻害要因等が見出されてきたが、一方で、環境配慮契約に取り組んだ団体における効果やメリットに関する情報は、十分に得られていない状況にある。

このため、実際に環境配慮契約に取り組んでいる団体や環境配慮契約に関する取組が進展した団体に対して取組効果や阻害要因を克服するインセンティブ等を聴取し、具体的な普及促進方策の検討を行うことを目的にヒアリング調査等を実施する。

### 3．普及促進方策の検討に向けて

地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進のための具体的な方策については、本日の検討会における議論、アンケート調査結果の詳細分析及びヒアリング調査結果等を踏まえ、第3回専門委員会において優先順位を含め、とりまとめることとしたい。

現段階においては、上記2のアンケート調査結果、専門委員会における議論や意見、及び第1回検討会における指摘事項等とともに、地方公共団体に対するヒアリング調査を通じ、環境配慮契約の合意形成のための手続、調整、役割分担、阻害要因を取り除く方策、取組進展のインセンティブ等を明らかにする。

なお、地方公共団体の規模により、環境配慮契約の実施に当たっての阻害要因が異なることが示されていることから、必要に応じ、団体規模別に最適な普及方策を検討するものとする。

第3回専門委員会において想定している検討内容は、以下のとおり。

#### 【環境配慮契約全般・契約類型】

- 環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上方策の検討
- 契約方針の策定支援方策の検討
- 契約類型ごとの効果的な普及方策の検討

#### 【情報提供・フィードバック】

- 提供する情報内容及び提供手法（ツール）の検討
- 取組進展のインセンティブに関する情報提供
- 温室効果ガス等の削減効果をはじめとした環境負荷低減効果の見える化（算定方法の検討）
- 契約類型に応じたイニシャルコスト、ランニングコスト等の経済面のメリットに関する情報提供
- 各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバックの方法の検討（環境配慮契約の取組状況の公表方法や顕彰制度の検討を含む）